

宿泊施設改修等支援補助制度について

市では、市内の宿泊事業者が顧客満足度を高め、宿泊者の増加を図る目的で、施設・設備の改修・増築などに係る経費の一部を補助します。

《対象者》

- 市内で宿泊業を営み、観光協会、同業組合に加盟している事業者
- 旅館業法の許可を受けている事業者
- 食品衛生責任者再講習会を受講している事業者
- 市税及び国民健康保険税を滞納していない事業者
- 補助対象事業が年度内に完了できる事業者



《お申込み方法》

所定の申請用紙に必要事項をご記入いただき、下記の提出書類を観光課まで直接ご持参ください。

申請用紙は、商工観光部観光課、各振興事務所振興課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

提出書類

補助申請書、事業計画書、補助対象経費積算書又はこれに代わる書類、旅館業法の許可書の写し、食品衛生責任者再講習受講を証する書類の写し、補助対象経費に係る見積書又は契約書の写し、宿泊施設全体の写真及び補助対象経費に係る部分の現況写真、市税の納税証明書、宿泊施設を営む意思に関する誓約書

問 商工観光部観光課 ☎ 67-1808

平成30年 工業統計調査を実施します

経済産業省・岐阜県・郡上市

問 市長公室企画課 ☎ 67-1831

「工業統計調査キャラクター」



- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、わが国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地方公共団体の行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

森林へ入る人へ「山火事に注意しましょう！」

春先にかけて行楽シーズンに入ります。この時期は、空気が乾燥し、森林に燃えやすい枯れ葉が積もるなどの理由から、山火事が起こりやすくなる時期でもあります。また、山火事が発生する原因は、たばこやたき火など、人為的な火から発生するものが多くを占めています。

レジャーや観光などで森林へ立ち入る予定のある人は、次の点に十分注意ください。



〈山火事予防のために〉

- ① たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は周りに捨てないようにしましょう。また、吸い殻は必ず消火しましょう。
 - ② 燃えやすい枯草のある場所で火を使わないようにしましょう。
 - ③ 風の強い日、乾燥している日は火器の使用を避けましょう。
 - ④ 火遊びは大変危険ですので、しないようにしましょう。
 - ⑤ 火入れを行う場合は、必ず事前に郡上市林務課および郡上市消防本部へ届け出てください。
- ※火入れとは、森林または森林に近接している周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121